

入院時食事療養費に係る食事療養 及び入院時生活療養費について

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

<配膳時間>

朝食 8：00から

昼食 12：00から

夕食 18：00以降